

# 福生市総合教育会議会議録

## 令和元年度第1回総合教育会議

- 1 開催年月日 令和2年2月8日(土)
- 2 開始時刻 午後2時00分
- 3 終了時刻 午後4時00分
- 4 場 所 市民会館小ホール
- 5 出席者 市長 加藤 育男  
教育長 川越 孝洋  
委員 渡辺 浩行  
委員 加藤 孝子  
委員 坂本 和良  
委員 野口 哲也  
委員 新藤 美知子
- 6 欠席者 なし
- 7 事務局 教育部 教育総務課 教育総務係
- 8 議 事 (1) 福生市教育大綱の策定について

本会議の結果は、別紙記載のとおりである。

市長 加藤 育男

午後2時00分 開会

教育総務課長 定刻になりましたので、これより令和元年度 福生市総合教育会議及び教育シンポジウムを開催いたします。私は、福生市教育委員会 教育総務課長の中島と申します。よろしく願いいたします。まず、開会にあたりまして、私の方から「総合教育会議」と本日議題の一つとなっております「教育大綱」について、法律での位置付けなど、簡単に説明をさせていただきます。

まず、「総合教育会議」でございますが、平成27年4月に施行となりました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正に伴いまして、その第1条の4に総合教育会議についての規定が設けられ、福生市においては、平成27年度より総合教育会議を設置しております。会議の主事は市長でございます。その役割は、教育大綱の策定や、教育を行うための諸条件の整備など、重点的に講ずべき施策、生徒等の生命又は身体に現に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の措置などについて、教育委員会と協議、調整する場でございます。これまで、学校教育など様々な議題を取り上げ、意見交換を行ってまいったところでございます。

次に、「教育振興基本計画」と「教育大綱」についてでございます。

「教育振興基本計画」とは、教育基本法第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画でございます。本市教育委員会では、この計画の期間が令和元年度をもって終了することに伴いまして、現在、第2次となる計画を策定中でございます。

また、本日議題としてございます、「教育大綱」につきましては、今御説明いたしました「教育振興基本計画」と密接な関係がございまして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3において、地方公共団体の長は、総合教育会議で協議のうえ、教育の目標や施策の根本的な方針となる教育に関する「施策の大綱」を定めるものとされております。教育大綱の策定は、総合教育会議における役割の一つとなっておりますので、本日、市長の主事のもと、新たな教育大綱につきましてお示しいただく予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次第に従いまして、加藤市長から御挨拶をお願いいたします。

市長 皆様お忙しい中、「令和元年度 福生市総合教育会議及びシンポジウム」に御参加いただき、ありがとうございます。本日の会は、先ほど課長から説明のあったように法律に基づく会議でもあり、平成27年に法律化されて以来、毎年行ってまいりました。これまでの会議では、教育委員の方々のみならず、必要に応じて、学校の先生方にも加わっていただき、現状や課題改善について議論してきたところです。今年度は、この時期に教育委員会が行ってきた「ふっさっ子学習発表会」も大ホールの改修でできないこともあり、また、福生市教育大綱や教育振興基本計画も改定の時期でもあることから、これからの福生市教育委員会が学校・地域・保護者の理解のもと、さらに前へ進んでいただきたく、こうした形態にしたものです。東京都から中嶋義務教育指導課長にもお越しいいただき、東京都教育委員会の現状認識と、これからの考え方もお聞きし、本市が向かうべき教育の方向性について、総合教育会議として新たな福生市教育大綱をお示しした後、教育委員の皆様との協議の様子をシンポジウム形式にて、会場にお越しの皆様にも聞いていただきたく、企画しました。福生市の教育の一層の推進を図っていきたくと考えていますので、みなさん、よろしくお願ひします。

教育総務課長 ありがとうございます。それでは、これからの議事進行につきましては、加藤市長にお願いいたします。加藤市長、よろしくお願ひいたします。

市長 それでは、これより私の方で議事進行を務めますので、よろしくお願ひします。

「福生市教育大綱の策定について」を議題といたします。会議の冒頭、説明があったように、教育大綱につきましては、私が策定することとなります。「福生市総合計画」や「教育振興基本計画」が改定されることに伴いまして、本日の総合教育会議において、私から新たな福生市教育大綱を示したいと考えております。委員の皆様には、資料を配布していますが、会場の皆様につきましてはスライドを御覧ください。

まず、福生市基本構想に掲げております「目指すまちの姿」について少し説明をさせていただきます。「福生市基本構想」では、目指すまちの姿として、「人を育み 夢を育む 未来につながるまち ふっさ」を掲げております。福生市に関わる人々が愛情と愛着をもち、それぞれの生活の中で夢や希望を抱き過ごすことで、福生市に多くの可能性と未来をもたらしている様子を表現しています。

また、目指すまちの姿の実現のための行動指針として「生み出す」、「守る」、「育てる」、「豊かにする」、「つなぐ」を設定しています。今回、新たな目指すべきまちの姿を実現するため、福生市教育大綱を定めようと考えております。

この、福生市教育大綱策定にあたっては、前回の大綱を策定した際にも申し上げていますが、基本的に教育委員会で決定されました施策、取組の方向性につきましては、私は尊重しております。このため、現在、教育委員会にて策定しております「教育振興基本計画 第2次」の教育目標や施策の体系を盛り込んだものを、大綱案として考えております。

教育目標では、教育委員会が掲げる教育目標の重要部分を引用しまして、3つの項目を柱といたします。また、教育大綱の基本方針と方向としまして、4つの基本方針と10の方向性を掲げ、教育目標の実現に向けて、教育委員会とともに取り組んでまいりたいと考えています。

基本方針だけ申し上げますと、「基本方針1」は、「子どもたちの「生きる力」の育成と個を伸ばす教育の充実」です。新たな学習指導要領が完全実施となることや、本市の強みとして子ども一人ひとりのあらゆる状況を精度高く掌握し、一人ひとりの良さや可能性を最大限伸ばして欲しいということです。

「基本方針2」は、「教育施策推進のための環境整備」です。安全安心で質の高い教育を行えるよう、環境整備も計画的に進め、常により良い学校づくりの推進を期待しています。

「基本方針3」では、「生涯を通じた学びによる豊かな地域づくり・人づくり」です。福生市のこれまでの誇りある生涯学習の土台に、さらに人とのネットワークを育み、広くつながりあえる力を培うことで、学びと活動の好循環の形成を目指していただきたいと思っております。

「基本方針4」では、「地域社会総がかりでの教育の推進」です。持続可能な地域づくりを目指して、家庭・地域・学校が、より連携強化を図り、地域ぐるみで子どもを支え伸ばしていただきたいと願っております。

以上が、福生市教育大綱の説明となりますが、教育委員の皆様、意義ありませんか？

委 員 異議なし  
市 長 それでは、福生市教育大綱を決定することといたします。